3　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から施行するものとすることとした。（附則第一項関係）

(二)　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった東日本大震災関連義援金についても適用するものとすることとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとすることとした。（附則第二項関係）

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（総務省）

1　別表に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、鹿島臨海地区について区域の拡張を行うとともに、姫路臨海地区について区域の縮小を行うこととした。（別表関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国有財産法施行令の一部を改正する政令（政令第二六七号）（財務省）

1　国有財産の台帳価格の改定時期を改めることとした。（第二三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部を改正する政令（政令第二六八号）（文部科学省）

1　日本私立学校振興・共済事業団が行うことができる貸付けの対象となる災害は、激甚災害であって私立の専修学校及び各種学校に係る被害の状況その他の事情を勘案して文部科学大臣が定めるものとするとともに、貸付けの対象となる私立の専修学校又は各種学校は、当該災害により被害を受けた私立の専修学校及び各種学校（修業年限が二年以上であるものに限る。）とすることとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第二六九号）（金融庁）

1　何人も、有価証券の募集等の公表後、当該有価証券の発行価格等の決定までの期間において取引所金融商品市場における空売り等を行った場合には、当該募集等に応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れの決済を行ってはならないこととした。（第二六条の六関係）

2　この政令は、平成二三年一二月一日から施行することとした。

◇港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七〇号）（国土交通省）

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年九月一五日とすることとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二七一号）（国土交通省）

1　港湾計画の記載事項に港湾の効率的な運営に関する事項を追加することとした。（第一条の四関係）

2　この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二三年九月一五日）から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二七二号）（総務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、次の総務省関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

(一)　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）

(二)　地方公営企業法施行令（昭和二七年政令第四〇三号）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第一項の規定による被害回復給付金の支給の申請等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（政令第二七三号）（法務省）

1　東日本大震災の被害者の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第一項の規定による被害回復給付金の支給の申請等に係る権利利益についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日を平成二三年一二月三一日と定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（政令第二七四号）（厚生労働省）

1　東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二三年政令第一九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の児童福祉法第二四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二四年二月二九日に延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十四条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（政令第二七五号）（農林水産省）

1　東日本大震災の被害者の動物用医薬品の販売業の許可等に係る権利利益について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定に基づき、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二三年八月三一日から平成二四年二月二九日に延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の建設業法第三条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（政令第二七六号）（国土交通省）

1　東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二三年政令第一九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の建設業法（昭和二四年法律第百号）第三条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二四年二月二九日に延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。